

初期サヴィニーの方法論講義 (一八〇二年) における体系概念

耳野 健二

Der Systembegriff des jungen Savignys in seiner Methodenvorlesung 1802

Kenji MIMINO

(Received September 1, 1997)

1. 序

本稿は、サヴィニーが一八〇二年の冬学期にマールブルクで行った方法論講義（以下「初期方法論講義」と呼ぶ）を主な素材として、そこに見られる体系概念を解明する試みである。この解明を課題とする理由は次の通りである。

サヴィニーの方法論に関する研究素材としては、従来は、①初期方法論講義、②『使命』、③『体系』第一巻の三つが主要なものだったと言ってよい。①では哲学的な体系形成の方法論が、②では法の歴史的成立の理論（フォルクの精神論）が、③では全体としては体系が語られてはいるものの、しかし法の歴史的成立の理論（フォルクの精神論）もまた論じられている。そこで、①と③の結び付きを強調すれば、サヴィニーの法学構想の本旨は体系形成にあったのであり、②に代表される歴史法学の綱領はむしろ「リップサーヴィス」にすぎない、という評価が与えられることになる¹⁾。他方で、②と③の結び付きを強調すれば、歴史法学の祖としてのサヴィニー像は維持されようが、①との相対的な断絶を帰結せざるをえない²⁾。だがそうすると、今度は逆に、サヴィニー自身が晩年に、初期の時代以来の自らの立場の一貫性を語っていること³⁾との整合性が問題になる。このように両立しがたい二種類の解釈が可能な場合、我々はどうしたらよいだろうか。

そこで次のように考えてみる。仮に①において、それと明示されてはいないにしても、将来②と③の両方へとつながって行く可能性を孕む何かの胚胎されているとすれば、サヴィニーの生涯の学問構想の流れを無理なく理解することができる。そこで、サヴィニーが初期の段階に語った体系の形成とはいかなるものなのか、改めて検討し直してはどうだろうか。近年の概念史研究は、「体系」という極めて抽象的な哲学上の概念にすら、その歴史的な意味と機能の変遷があることを明らかにした⁴⁾。だとすれば、法学上の概念についても、その内実がいかなるものか、さらに踏み込んだ考察を展開してよいはずである⁵⁾。ここから、我々はサヴィニーの初期方法論講義における体系概念を問題とする理由を得ることになるのである。

しかし今一つ、このような研究を行うのに好都合な事情が存在することも指摘しておきたい。それは、初期の方法論講義を初めとする方法論に関するサヴィニー自身のノートが活字として公刊され、史料として利用できるようになったことである⁶⁾。サヴィニーの方法論を研究する史料はこれによって飛躍的にその質を高め量を増大させた。このことが、我々の研究に対してもより豊かな成果をもたらしてくれるものと思われる。

以下では、初期方法論講義の体系概念を考察するに当たり、次のような手順を採用する。まず、従来より体系形成の基本的原理と理解されてきた「論理的媒体」という概念を巡って、これがサヴィニー自身の求める体系概念にそもそも合致しているのかどうかを問い、その答えが否定的であることを確認する(2, 3, 4)。次いで、サヴィニー自身が肯定的に理解している体系概念がいかなるものか考察する(5)。なお本稿では、最終的には、課題の大きさと紙幅の関係から、精確な概念規定を確定するのではなく、上記の方針に合致した一つの方向性を示唆することで満足しなければならないだろう。

2. 問題としての「論理的媒体」

従来の研究では、初期方法論講義における体系形成の原理を示すものとして、サヴィニーの言う「論理的媒体」を参照するのが常であった⁷⁾。それは次のテキストによって示される。

体系の内容は立法である、つまり法命題である。これを個別的に認識したり、あるいはまた連関のうちに認識したりするために、我々は論理的媒体、形式、つまりは立法の全ての内容の認識の論理的条件を必要とする⁸⁾。

これこそ、初期サヴィニーにおける体系概念の核心を語るものであり、ひいては初期から晩年の『体系』にいたるまでの、彼の概念法律学的な思考を証明するものに他ならない、というわけである。

しかし、このような理解は果たしてどこまで正当なのであろうか。確かに、初期の方法論講義のなかに、晩年の『体系』へと通ずる体系的思考が厳然と組み込まれていることは承認せざるをえない。しかしだからといって、上記の一節、厳密にはグリムが上記のように記録したときにサヴィニーが語った事柄が、サヴィニー自身の体系概念の規定であると断定する根拠はどこにあるのだろうか。

サヴィニーは確かに法体系の構築を自らの学問的課題としたのであり、また同時代の人々からも論理的な思考に長けた人物だと見なされていたこともよく知られている⁹⁾。しかし、上記の論者たちは、そうした外部的な要因から直ちに初期の方法論講義の中の上記の一節を、サヴィニーの体系概念をポジティブに語るものだと——恐らく無意識に——短絡したにすぎない、という可能性はないだろうか。

後に改めて見るように、少なくとも一八一二年以後のサヴィニーは、「論理的なもの」(以下では、「論理的媒体」「定義と区分」「配列」(論理的な形式の意味での)、あるいは解釈方法論における「論理的部門」などをまとめてこのように呼ぶことにする。)を体系と同一視することを明らかに退けている¹⁰⁾。その一方で、方法論の基本的な構制自体は、一八〇二年の初期方法論講義から晩年に至るまで基本的には変わっていない。それにもかかわらず、その重要な思考上の構成要素と推測される「論理的なもの」についての評価が、初期方法論講義とそれ以後のサヴィニーにおいて明確に逆転しているというのは、素直に考えれば奇妙である。

つまり、ここで指摘したいことは、果たしてこれまで、方法論講義の内容をその全体的な文脈を考慮しつつ分析することがどの程度試みられて来たか疑問だ、ということである。あるいは、体系概念をとりたてて反省することなしに、「論理的なもの」に結び付けて済ましてきたのではな

いだろうか。そこで以下では、サヴィニーの学問的生涯のなかでの方法論の展開を前提としつつ、初期方法論講義の内的な文脈を考慮することで、果たして「論理的媒体」が初期サヴィニーの方法論の体系概念の要としての地位を与えられているのかどうか、検討したいと思う。

3. 「論理的媒体」を巡るコンテキスト

まず考察の順序として、「論理的媒体」を含むテキストそのものの検討の前に、サヴィニー自身における方法論の内的発展史の連関を確認しておきたい。とりわけ一八〇九年の第二方法論講義以後のテキストのなかで、「論理的媒体」という術語の使用の有無、そしてそもそも体系概念がどのようにして解説されていたのか、これを見ておく必要がある。

まず最初は、初期方法論講義と第二方法論講義の二つの講義を回避しておき、中期から晩年までの方法論を参照したい。具体的には一八一〇年以後の方法論のテキストを参照したい。その理由は、Mazzacaneの編集したサヴィニーの方法論講義集によると、一八一〇年以後に方法論を展開しているテキストは、いずれも実定法の講義、とりわけパンデクテンの講義の序論として構想されていたものであり、先の二つの方法論講義が明らかに独立に組織的な方法論の教授を意図していたのとは事情を異にしており、区別して扱うことが便宜に適うと思われるからである。

(1) 一八一〇年以後の方法論における体系概念

体系の概念を説明する箇所に注目して一八一〇年以後のテキストを見ると次のことが分かる。第一に、そこでは「論理的媒体」は全く使用されていない。第二に、これこそ極めて特徴的なことだと思われるが、ポジティブな体系概念とネガティブな体系概念を対比させて説明を行おうとしている。

それらのテキストのなかでサヴィニーは次のように語っている。「[体系とは] 配列ではなく、生きた一つの全体」である（一八一一年）¹¹⁾。「体系とは単に一般的な概観を行うものであり、微細な点にまで立ち入るものではない」（一八一二年）¹²⁾。「体系、それは何であり、何でないのか。」（一八一八／一八一九年―一八二〇年、一八二一／一八二二―一八二三／一八二四年）¹³⁾「法体系および体系的な研究についてはずっと昔から語られて来た。しかしこれは、しばしば表面的のみ把握されてきた、つまり個々の法規定 [Rechtslehre] の単純明快な配列についてのみ語られて来たにすぎない。」（一八二七／一八二八年―一八四一／一八四二年）¹⁴⁾このように、サヴィニーは、明らかに、生涯にわたって真の体系では「ない」ものとの対比において、「体系」を語ろうとしていたことがうかがえる。

ところで、右のような体系概念の把握の背景には、常に「論理的なもの」への否定的な評価があったことが推定される。これにはむしろ、方法論に関する講義のテキスト以外のテキストに目を向けると適切な例を見出すことができる。例えば、一八一二年三月二四日付けウンターホルツナー宛の書簡のなかで、はっきりと「論理的媒体」を引き合いに出しながら、サヴィニーが次のように述べていることが報告されている。「最も陳腐で悪いものとは本来、精神と文字の真ん中にあるもの、個別的な論理的媒体なのです。教師は、まさにこの個別的な論理的媒体によって事柄を呪縛し、支配しようとするのです。すなわち、定義と区分が極端に重視され、あたかも真の歴史的客体と同じような不動性をもつものだ、と説かれるのです。しかしもちろん、個別的な論理的媒体が、そのような不動性をもつことを正当化するような歴史的基礎を有しているわけではあ

りません。」¹⁵⁾さらに、一八一五年に『歴史法学雑誌』に発表された「ゲンナー書評」においては、「体系的な手続き」は「形式的・論理的な観点による単なる秩序付」を表すものではない、と述べている¹⁶⁾。加えて、方法論としてもサヴィニーの理論的集大成といえる『体系』第一巻（一八四〇年）にも、同様の趣旨の記述が見出される。すなわち、「体系的な描出には、先行するものに完全に基礎づけを見出さなかったものは現れてはならない」という要求を自分は退ける、と述べているのである¹⁷⁾。さらにサヴィニーが自らの法思考を説明した有名な次の一節もここに挙げてよいかもしれない。「ある判断の論理的な形式は偶然的な必要によってもたらされたものにすぎない……。与えられた事案において法関係を生き生きと構成することは法実践の精神的要素であり、これがその高貴な使命を、多くの素人が陥る素朴な機械主義から区別するのである。」¹⁸⁾

このような「論理的なもの」への否定的な評価が、真の体系では「ない」ものとの対比で体系概念を説明するやり方と裏腹の関係にあったのではないかと想像することは自然なことであろう。実際、そのような連関を想定することは妥当だと考えられる。それは一八〇九年の第二方法論講義を見ればはっきりする。

(2) 第二方法論講義（一八〇九年）における体系概念

さてこの講義については、一八〇二年の初期方法論講義以外では唯一組織的に方法論を講じているテキストであると共に、この初期方法論講義とほとんど同じ論点の配列と構制から成り立っていることを、予め確認しておくべきである。とりわけ、後者の点は、少なくとも外観上は初期方法論講義との連続性を強烈に印象づける要因として、強調するに足りる事柄である。では、この方法論講義において体系概念はどのように語られているだろうか。

この講義においても、初期方法論講義と同様に、まず冒頭（第一章）で絶対的方法論が述べられ、そこで方法論の三要素（解釈、体系、内的法史）が展開される¹⁹⁾。次いでこれら三要素を個別に論ずる小節が続く。まず解釈が語られ²⁰⁾、次いで体系²¹⁾、さらに歴史が語られる²²⁾。ここでは体系に関する小節（第二節）をさらに詳しく見る必要がある。

そこでは解釈が体系の基礎を提供することを述べつつ、「体系の固有の課題」が「概念と命題の内的連関、類縁関係を描出し、証明すること」にあると述べている。その上で、サヴィニーは次のように述べる。

この体系の本来の課題はほとんど誤解され、なおざりにされている。——この本来の課題とは裏腹に、体系がなければ根本的に充足され得ないような副次的な要求に、過大な価値が置かれている²³⁾。

つまり体系に過大な期待を抱いて、もうそれがなければやっていけないような体系化が、つまり行き過ぎた体系化がしばしば行われている、というわけである。その意味では、ここでの文脈は、真の体系概念を偽の体系概念と対比することで際立たせようというものだと解される。その限りで、一八一〇年以後の方法論との連続性は認められねばならない。

サヴィニーによれば、そうした誤った体系の在り方は、「定義と区別 [Definitionen und Distinctionen]」および「配列 [Anordnung]」に示される。

a) 定義と区別

個別的な概念の展開と描出は極めて重要である。しかしそれを学校的な定義によって集約す

ることは、あまり必要ではない。——ローマの法律家の例。彼らは定義が苦手であったか、全く定義を行わなかった。しかし概念を把握し確定することにかけては、驚くほどの鋭さによってこれをなした。……

……

つまり、極めて重要なのは、概念の精確で根本的な歴史的な構成である。——極めて重要なのは、精確に法文の術語を観察すること、それどころか、諸々の概念の成立と類縁関係をしばしば明るく照らし出してくれる語源学なのである。——これら全てが、定義を学校的に実施することなどよりも重要なのである。——さらに定義は機械的な学習を導いてしまうから、講義においては危険である。

b) 配列

配列においては、諸々の法命題および法関係の内的連関が復元されるべきである。配列はこの連関から自ずと成立すべきである。——それゆえに重要でもある。——通常は見解を概観し、全く別の要求をなすものである。すなわち、安逸で容易な概観の要求、あるいは論理的で形式的な完全性の要求、対称的な一覧表を作るという要求(……)などである²⁴⁾。

ここでサヴィニーは、「定義と区別」については、明らかに否定的に扱っている。つまりこれを用いる体系は偽の体系である。「配列」については、適切な配列もありうるが、通常の配列はそれと異なった要求を掲げるものが多い。「論理的で形式的な完全性の要求」はその典型である。要するに、いずれにしても、「定義と区別」にせよ「配列」(論理的な形式の意味での)にせよ、体系概念の本質的な要素とは認められない。ドイツ語原文においては、ここに引用したテキストは、体系を語った小節のうちの分量にして半分以上を占めている。つまりそれだけの分量のテキストが、否定されるべき体系概念の詳述に当てられているわけである。これに反して、サヴィニー自身が真の体系の要素と考えるものを述べているテキストは、むしろ貧弱である。我々はこの点に注意しておかねばならない。

以上のようなテキストの構成は何を語っているのか。サヴィニーの法学の構想は確かに近代市民法体系の確立にあった²⁵⁾。彼にとって体系概念が一方ならぬ意味をもっていたことも明らかである。だがしかし、だからといって、方法論の講義のなかで自らのポジティブな体系概念を完成された形で語っていたということにはならないであろう。換言すれば、体系について相当量のテキストが語られているからといって、それがポジティブな体系概念を語ったものとは限らないのである。この第二方法論講義におけるサヴィニーの体系概念の説明は、まさにそのようなものとして読まなければならない。この点で、我々の安易な期待を裏切るテキストであることを確認しておく必要があると思う²⁶⁾。

なぜサヴィニーがそのような、現代の我々から見ると奇異に映る議論のやり方を取っているのか、彼自身による説明はない。しかし次のような推測は許されるのではないか。第一に、未だ学問の生成途上にある若手の研究者として、明確に自らの奉ずる基本概念を詳細に仕上げることができていなかった²⁷⁾。だが第二に、むしろこちらの方が重要だと思うが、彼自身が書簡のなかで語っていた体系概念との関連である。すでに確認したように、一八〇〇年ごろのサヴィニーは、哲学の論理的な概念の連関としての体系を拒否し、詩=文芸の知における体系概念、世界を語るロマンに内在する有機的な体系を志向していた。それは教育の場面では、体系そのものを学生に語り聞かせるという形ではなく、歴史=物語を提示することで聴講者の内に直観によって成立す

る、つまり自然的に成立すべきものであった。サヴィニーがそのような思想に忠実であったとすれば、体系概念を押し付けがましく語ることをむしろ控え、ありうべき体系のエッセンスだけを語ることで、後は直接源泉に取り組むよう指示するのではないだろうか²⁸⁾。実際この第二方法論講義で、サヴィニーは、体系は「源泉の直接的で完全な直観」から生まれると説いている²⁹⁾。そのような彼自身の体系概念に対する確信から、否定的な体系概念を強調し、それとの対比で有り得べき概念を示唆するという、まさに彼独特のやり方を採用することになったのではないか。とすれば、一八〇〇年頃書簡で示唆された体系概念に対する確信が、一八〇二年の初期方法論講義では無視され、一八〇九年の第二方法論講義で突然復活するというのは、いかにも妙な話である。そこで、以上のような脈絡を押さえたうえで、改めて初期方法論講義に立ち戻ることにしよう。

(3) 初期方法論講義における体系概念の文脈

まず最初に、くどいようだが、ここで今一度強調すべきは、初期方法論講義が基本的に第二方法論講義とほとんど同一の論点の配列と構制を有していることである。ただ初期方法論講義では、絶対的方法論の展開を受けた後の三要素の個別的な説明を行う三番目の小節として、体系が扱われている。その冒頭でサヴィニーは、体系が解釈を通じて形成されることを述べた上で、次のように述べている。

この体系の概念は一般的には難しくもないし、疑問を呼び起こすものでもない。ただ個別的には、極めて重要な混同との対比によって認識するのがせいぜいである³⁰⁾。

このように述べてサヴィニーは、直ちに「個別的」な「混同」の例を論じている。「A. 体系「以下」に止まっている試み、つまり多様なものを統合することに成功していない試み」と、「B. 体系「以上」に高められた試み、つまり多様性そのものがもはや含まれていない統一性を探求する試み」の二つがそれである³¹⁾。ここで我々が着目すべきなのは B の方である。

この B のなかで、サヴィニーは、第二方法論講義と同様の論点「定義と区分」および「配列」について論じている³²⁾。そして、この議論を一通り終えた後に、あたかもこれらの議論を総括するかのうようにサヴィニーはこう述べている。

ここまでは、それを単に実施しただけでは体系のリアリテート [die Realität des Systems] には有害であるところの、必然的な形式的操作について述べた³³⁾。

つまり整理すれば、こうである。サヴィニーは体系を語る小節のなかで、まず冒頭において体系概念について簡単に規定を与えた後(これは第二方法論講義と同じ)、その直後からサヴィニーにとって体系では「ない」ものを延々と論じるという展開を、この初期方法論講義においても採用しているのである。要するに、初期方法論講義においても、第二方法論講義および一八一〇年から晩年に至る方法論的テキストに見られるのと同様に、体系概念は真の体系では「ない」ものと対比のなかで論じられているのである。

ここでようやく我々は、我々の問題に立ち返ることができる。すなわち、「論理的媒体」を記したテキストである。

以上のように確認した初期方法論講義のテキストのなかで、「論理的媒体」を含むテキストは、実は B の事例を述べた箇所と、「定義と区別」「配列」を議論した箇所の間の部分、つまりサヴィ

ニーにとっての真の体系では「ない」ものを説明している真っ只中に現れる。したがって、グリムが記した「論理的媒体」の概念を巡る文脈として、我々は次のことを確認できるはずである。すなわち、サヴィニーは、初期から晩年にかけて一貫して体系概念を真の体系では「ない」ものとの対比で説明している。それがサヴィニーにとっての体系を説明する最も一般的なやり方だった。初期方法論講義に現れる「論理的媒体」は、まさにそうした真の体系では「ない」ものを説明する文脈、つまり第二方法論講義および一八一〇年以後の方法論のテキストにおけるのと同じ文脈のなかでまさに現れるのだ、と。

だがもちろん、以上の点は、あくまで大枠の話であって、詳細に見れば、真の体系では「ない」ものを語っているテキストの中にも、それこそ対比のために真の体系「である」と考えられる概念を挿入して説明している可能性がある。「論理的媒体」がそのような意味をもつ概念である可能性もある。それゆえ、我々は、該当箇所についてサヴィニー自身が記したテキストをもう少し詳細に分析してみる必要がある。

4. 初期方法論講義における「論理的媒体」の意義

サヴィニーが「論理的媒体」を語る前後のテキストを考慮しつつ、当該部分を引用すれば、それは次のようなものである。

B. 体系「以上」に高められた試み、つまり多様性そのものがもはや含まれていない試み——この試みはしばしば哲学的法律家と呼ぶ——真の方法との関係でのその一般的性格：恣意 [Willkühr]

この恣意とは、法文に対する、直接的かつあからさまな謀反と考えることができる。——これはごくまれにしか見られないが、カント主義者にはしばしば見られる。——恣意は密かに入り込む、それも形式という経路を通して。

形式の概念、すなわち体系の形式的構成要素の概念：それは内容の認識の論理的媒体である。——この内容が法命題である。——つまり形式に関わりをもつのは、1. 個々の命題、したがって個々の命題に含まれる概念であり、2. 個々の命題の結合すなわち配列である。通常はこれが体系と呼ばれる³⁴⁾。

すなわち、「形式」は「カント主義者」に特有の、「恣意」が入り込むための「経路」であり、まさにこれこそ「論理的媒体」に他ならない。つまり、これは体系の構成要素のうちの「形式」だけに相当するのであり、これだけが増長して行き過ぎた恣意的な体系を生み出してしまうことが珍しくない。例えばこれを体系と同一視すると、単なる外的な配列を体系と同一視する錯誤に陥りかねないのである。その限りにおいて、むしろ形式＝論理的媒体は真の体系では「ない」体系の土壌と言わねばならない。この点は、このテキストの末尾において、サヴィニーが「形式」の具体的な在り方として挙げる二つの場合を見ると、より明確になる。

第一に、「個々の命題に含まれる概念」について。これは「定義と区分」を指すが、ここでも「論理的媒体」の使用が「定義と区分」への過剰なこだわりを生み、ひいては行き過ぎた体系を作り出すことになる、と述べている。サヴィニーは次のように言う。

概念を誤って規定することは、何よりもまず解釈を墮落させる。——しかしそれだけではなく、体系自身においても、立法には含まれていない概念が存在すると、これらの概念が間接的に多くの誤解の源泉となる。——なによりも、いかなる論理的媒体で体系を伝達しようとも、それは体系家の自由に委ねられているからである。すなわち、定義がその概念を決めるのであるから、(それが内的な矛盾を免れてさえいれば)あらゆる定義は正しいのであり、従って最悪の場合ですら、余計なものであるにすぎない、というわけだ。——しかしながら、何であれ伝達された概念は、読者の側にある気持ちを引き起こさずにはいない。すなわち、この概念は法律学的リアリティーを有しているのだ、この概念はそうしたものとして法命題に使われているのだ、と。こうして、知らぬ間に恣意的な概念が誤った命題に用いられることになるのであり、かつ、知らぬ間であるがゆえに、この誤解は極めてたちが悪いのである。——かくして、基礎的な理論を試みた法律家の著作に、実務家の極端なでっちあげがいかに入っているのか、これが明らかになる。あるいはまた、歴史的な区別をしない法律家の体系が、恣意的な成立をしているにもかかわらず、ともかくも内容をもつに至るのはいかにしてか、これが明らかになる。(——形式主義、ここではこうした体系の諸要素は他でもない、単に形式的あるいは論理的なレアリテートおよび真理だけを有するにすぎない。)

……

定義を論理的に精密に詳述することが、いかに重要ではないか³⁵⁾。

つまり「論理的媒体」とは悪しき体系家が、恣意によって概念を規定する、つまり本来の法概念がもつべき「レアリテート」と「真理」を伴わない体系を形成するときを使用される、「でっちあげ」の手段になりかねない、というわけである。

第二に、「配列」については次のように述べている。すなわち、「配列 [Anordnung]」は、「諸々の法関係そのものの自然な類縁性に一致した内的連関に従う」ものであり、「法命題相互の正しい関係を、相互に制限しあい、規定しあう諸規則として究明する」³⁶⁾ものである。しかし「配列」そのものは体系ではない³⁷⁾。またそうした形式としての配列は、「端的な概観」に好便なものとされることもあり、しかもそれが多くの者にとって「配列」の唯一の法則とされるのであるが、これは本来の意義ではない³⁸⁾。

以上の「形式」「論理的媒体」およびこれに係わる「定義と区分」「配列」に関するサヴィニーの見解は、これらをそのまま体系の概念と同一視することについては、いずれも否定的な方向を示している。この点、テキストの外的な形式上の類似性のみならず、テキストの内容の面でも、一八〇九年の第二方法論講義との類似性が認められると言える。つまりサヴィニーが持ち出した「論理的媒体」の概念は、むしろ彼が否定されるべきと考えていた体系概念に係わる概念であり、これを初期サヴィニーの体系形成の原理と解することは、誤りであることになる。我々は先に、一八〇〇年前後の書簡のなかでサヴィニーが既存の哲学を拒否し、その形式的体系を採用することができない、と力説している様を見た³⁹⁾が、ここにそのような彼の姿勢と法学方法論上の体系概念の理解との接点を見い出すことができると思われる。

さてサヴィニーは、初期方法論講義において、このような体系概念に関する議論の締めくくりとして、フリース著『ラインホルト、フィヒテ、シェリング』の一節を引用している。サヴィニーが自らの思想の中で「論理的なるもの」をどのように位置づけていたか、これを知るのに極めて示唆的である⁴⁰⁾。

実定法学の理論におけるドグマ化とは、適用事例に先立って一般形式つまり規則を学生に与えることだと言えよう。すなわち、教師は自らの理論を、いずれにせよ、自己完結した完成した統一体として前提する。そして、学生自身の力で個別的なもの、経験そのものへと立ち入ることを促すのではなく、ただ体系的な統一体の完成した抽象物だけを示してやるにすぎないのである。この場合ドグマ的なものは、すでに触れた理論的形式への偏愛、つまり論理的なものによる定義と区分に還元されてしまう。しかし私がすでに述べたおいたように、このような論理的諸形式は実定法学にはそれほど価値はない。というのも、論理的な定義などというものは、経験の対象の豊かさには全く適さないから。説明と描出の方がここでははるかに有益である。……しかし区別に関しては、実定法学はこれをそれ自身の内容から取り出すべきである。論理的な対立項は、内容の表面を滑って行くだけのものにすぎず、実定的な内容の本質にまで入り込むものではない。

以上を要するに、初期方法論講義での体系概念を説明するまさにその当の一節のテキストにおいても、「論理的なもの」は否定的に扱われている。サヴィニー自身の思想の内実としても、初期の時代において論理的媒体は、むしろ否定的なニュアンスの下で使用されていたことが確認されるのではないだろうか。

さらに、こうした理解を補強してくれるものとして次の点を指摘しておこう。まず第一に、「論理的なもの」に対する否定的な姿勢は、初期方法論講義に比較的近い時点で彼が執筆した書評からもうかがえる。サヴィニーは初期の時点から明確な方法論的基準をもって批判を行っていた⁴¹⁾のであり、その基準の適用の様子から、彼の理想とする方法を読みとることができるのである。例えばグリュックの著作に対する一八〇四年の書評⁴²⁾において、サヴィニーは明らかに歴史的にして体系的という彼の方法論を適用することで評価を試みているのであるが、そこでは概念の「定義と区分」については語らず、むしろグリュックの概念規定が恣意的であることを指摘しつつ、その「概念の展開」の不十分さを問題にしている。これは、概念の定義を「あまり必要ではない」とし、むしろ「概念の展開と描出が極めて重要である」とする第二方法論講義での議論を思わせるものではないだろうか。第二に、初期方法論講義の末尾で、講義における学識の伝達について、そこで本来営まれるべき創造的な精神の活動は、「論理的な補助手段からは決して見いだされることはできない」と述べている⁴³⁾。第三に、一八〇三／一八〇四年の方法論覚書において、サヴィニーにとっての歴史的感覚は論理的感覚と直覚的感覚が相互浸透することで成立するとされている。つまり論理的なものだけでは学問研究は成り立たないのである⁴⁴⁾。第四に、フォイエルバッハの『実定法学との関係における哲学と経験について』に関する一八〇四年の覚書において、論理的なものではなく個別性[Individualität]を、Selbstdenkenとしての学問の理念として掲げている⁴⁵⁾。

ただし、以上のように述べて来たからと言って、初期サヴィニーが論理的なもの的一切を排除しようとした、と考えてはならない。むしろ彼が力説しているのは、その越権を排除し、適性に制御することの必要性であると思う。その例を示すのが解釈の方法の「要素」を述べた箇所である。

この箇所ではサヴィニーは、解釈は「論理的部門」「文法的部門」「歴史的部門」の三つからなるとした上で、これらはただ一つしかない解釈という営為を多角的に見たものにすぎないのだ、と述べている⁴⁶⁾。そして後にも見るように⁴⁷⁾、このような解釈によって体系は産み出される。つまり論理的なものは体系に全く関与しないわけではない。では、このことは、先に見た論理的なも

のへのサヴィニーの否定的な言辞とどのような関係に立つのだろうか。

ここで我々は、論理的「部門」と論理的「媒体」という述語上の違いに注意すべきだと思う。解釈の方法の一「部門」としての論理的なものとは、文法の知、歴史の知と相俟って作用する学知の一面にすぎない。単独のものとしての論理的解釈が存在するわけではない。ところが「媒体[Medium]」としての論理的なものとは、それによって体系全体を記述するための道具というニュアンスがあるように思う。例えばサヴィニーは文法的部門を「制定法思想が十分に語られるための媒体の描出」だと説明している⁴⁸⁾。つまり、このような意味での、法源の思想を語るために依拠する方法論的道具としては、論理的なものは不都合だと考えられたのではないだろうか。

したがって、以上のように、論理的なものが体系概念との関連において、完全に否定されているわけではないが、しかし限定的に扱われている⁴⁹⁾ことを確認したことにより、次のように考えることができる。体系が方法論全体の核心的な要素の一つであり、歴史、解釈と一体となって方法論を形作っているとすれば、体系的思考の本領はむしろこの「論理的なもの」とは別の領域にある、場合によってはそれが尽きたところから始まる、と、サヴィニーの方法論-体系論の真に強調されるべき含意は、「論理的なもの」の外に広がっている。それゆえ、我々は、今度はポジティブな意味での体系概念を初期方法論講義のなかに見出す努力を行う必要があるが、そのためには、今述べたような点を出発点とすることが必要であるように思われるのである。

5. 初期方法論講義におけるポジティブな体系の概念

さてしかし、初期方法論講義におけるサヴィニー自身の体系概念を解明しようとする、我々は直ちに行き詰まってしまう。サヴィニー自身のテキストのなかに、ポジティブに体系概念を語ったものがあまりにも少ない——というよりは皆無といってよい程であるからである。体系で「ない」ものを語るときの饒舌に比べると、積極的な体系の規定を述べたテキストは驚くほど少ないのである。ここではまず、その僅かな手掛かりから何が得られるのか、この点の確認を行おう。

(1) 有機体としての体系

サヴィニー自身のテキストには、「体系の概念」と明記され、その部分に該当する講義のなかで、いかなるものがサヴィニーにとっての体系概念であるかを語ったと思われる箇所がある。しかしながら、サヴィニー自身は、そこには何ら積極的な記述を残していない⁵⁰⁾。我々はそこで何が語られたか、グリムのノートからうかがい知るより術がない。グリムはその箇所に相当する部分に次のように記している。

立法学は哲学的でもある。すでに早い時期から、法律学の体系的な研究の試みは見られる。最近では、それを頻繁に目にするようになった。そうした研究も、もしそれが単なる骨組み、素材の安逸な集積を伝えるのであれば、ほとんど価値はない。その場合でも、記憶を容易にするのには役立つかもしれないが、もし真の功績をなそうとするのであれば、その内的な連関が統一性を産み出さねばならない⁵¹⁾。

このテキストのなかで注目すべきは、「集積[Aggregat]」という用語であろう。サヴィニーは、自

らの体系概念は「集積」ではない、と述べている。

ここで概念史を参照しよう。「集積」が歴史上体系概念の脈絡のなかに現れるのは、古典的な慣習的表現としての *systema* が近世以後、近代科学上の術語として定着・沈殿する過程においてである。そのパラダイムは機械論であって、「積み上げられたもの」＝「死んだ、動かない」という意味を帯びており、「有機的」＝「生き生きとした」がその反対の意味連関をなしていたという⁵²⁾。グリムによれば、サヴィニーはここで「有機的」という形容を用いていないが、ここで言う「内的連関による統一性」が、「単なる骨組み」「素材の安逸な集積」と対比されていることから、部分の総和を越えた一つの全体性を表すものとして用いられており、したがって概念史の脈絡を尊重すれば、「有機的」と形容されるべきものであると解してよいと思う⁵³⁾。

初期方法論講義で「有機的」という形容を使用している例としては、「解釈の最高の課題」としての「より高次の文献批判」について、破損したテキストの再現のために、それが「有機的」な一つの全体をなすという法則を前提せよ、というくだりがある⁵⁴⁾。サヴィニー自身はこれに体系概念を関連づけてはいないが、しかしテキストに一つの全体が内在するということは、テキストに含まれる思想を形成する概念や命題が相互に内的に連関している、ということを目指すのだから、実質的には体系概念にかかわる形容と考えてよいのではないだろうか。

(2) 歴史的な知と体系

サヴィニーが歴史的方法との関連で体系的方法を語っている箇所からも、体系概念について示唆を得ることはできないだろうか。

学問の新しい見方：固有の意味での歴史的 [historisch] な取り扱い、つまり立法を所与の時代のなかで自己形成し続けるものとして考察すること。—— 国家およびフォルクの歴史 [Geschichte] と我々の学問の関連性 —— 体系それ自身が進展するもの [forschreitend] として考えられねばならない⁵⁵⁾。

これが具体的に何を意味するのか、サヴィニー自身のテキストからは不明である。ただ体系が時間軸に沿いつつ変動するものだという観念がサヴィニーの頭のなかにあったことは分かる。グリムのノートにもはっきりしたことは記されていないが、そこには「内的法史」との関連が示唆されている⁵⁶⁾。

ところで、右に引用したテキストにおける体系概念は明らかに、「法律学、歴史的 [historisch] に扱われる (法の歴史 [Geschichte]) = 全体としての体系の歴史 [Geschichte]」⁵⁷⁾ というテキストにおける体系概念と類似している。このことを押さえた上でその直後のテキストを見ると、参考書の一つとして、フーゴの『ローマ法史教科書』第二版⁵⁸⁾ が、「この研究のほとんど唯一の範例にして補助手段」という高い評価と共に挙げられているくだりが目に入る。ここで、サヴィニーが初期方法論講義の直後にこの書物の第二版／第三版について詳細な書評を著していることを想起しよう。とすると、この書評のなかには、上記の体系概念を理解する上で参考になる記述が含まれている可能性がある。そこでこの書評を見れば、我々は次のような言葉を見出すことができるのである。

法史学と法古事学の二つは、すでに長い間、別々に研究されてきた。次第に一つの全体へと結び付けられて来たが、この全体も、ただ本来の学問の予備知識としてのみ研究し、これを

ただより快適に伝達して学びやすくするためだけに研究してきたのである。フーゴのこの書物には、もっと高次の理念が基礎にあり、それによれば、法学全体は、法の歴史以外の何物でもないというのである。法の歴史を法学の他のあらゆる研究から分離して研究するのは、光と影の配分によってのみ区別されるにすぎない。この見方は最も威厳ある見方であり、我々の学問にぴったりだが、我々の作品においてはこの見方が、単に明らかに想定として基礎に置かれているだけではなく、(これよりはるかに価値のあることだが)この見方が、作品全体を通じて生き生きとした叙述によって行き渡っており、その丁寧な研究が、非常にうまく真の歴史的方法を認識し、これを自分自身のものにするのに、役立ちうるものとなっているのである。作品全体を通じて一つの精神が現れているのである。それは、すべての国における最良の歴史家の研究において形成され、その学派においてのみ学ぶことのできる精神であって、法史に関するたいの書物を支配している手工業的⁶⁰⁾な制限から解放されつつ、あらゆる事実をその歴史的固有性において直観的に把握するのである。

すでに第一版(一七九〇年)は、こうしたすべての長所を備えていたが、大部分は未発達だった。もっともそのセンスと知識は、少なからず、書物の全体的価値をすでに当時から認識させる程のものではあった。

……

…… 共時的方法 [synchronische Methode] ないしは通時的方法 [chronologische Methode]
 …… これら両方の方法は、歴史の実際の必然的な見方に立脚しており、法史を両方の観点から等しく完全かつよどみなく概観しない限りは、法史を把握することなど不可能なのである。それゆえ、そもそも次の問題があるにすぎない。すなわち、両方のうちのいずれが支配すべきなのか、つまり、歴史的事実の本来の伝達のために選択されるべきはいずれであるべきなのか、という問題である。いずれにそうした優先権を与えるにしても、他方の方法による一般的概観をそれに結び付けることこそ、常に適切である。しかしこうした優先権は、我々の確信によれば、「通時的」方法にこそ相応しい。この確信には一般に疑問がないわけではないが、一つには法体系の様々な側面の不均一な形成が、いま一つには我々の法源の不完全さが、我々の見解にとっては決定的な意味をもっているように見える。というのは、共時的方法は、あるシンメトリーを法体系の展開の中で必然的に前提する。つまり、歴史そのものあるいは歴史についての知識が、かかる前提にそぐわない場合は、いやおうなく、本質的な欠落によりこの方法の本来の利点を放棄し、読者に不完全な感じを抱かせて不満に陥らせることになる。そうでなければ、この欠落は、繰り返したり先取りされたり、あるいは単なる仮説によって埋め合わされることになる。通時的方法の場合はそうではない。これはそうした恣意的な前提にはよらない、つまり、歴史がそうあるとおりに、また我々が歴史を知るとおりに、完全に歴史に接するのに適しているのである。つまり、共時的方法とは違って、方法そのものが満たすことのできないような請求をすることがないのである。

法体系の内的有機構成 [innere Organisation] は、殊に私法のそれにおいては、第一版が一つの道を取っている。それは非常に明快なものであり、ローマ法の内的本質に適していた。

……⁶⁰⁾

ここには初期方法論講義の時のサヴィニーがフーゴのテキストに何を見ていたかが雄弁に語られている。そして、この好意的な評価の尺度になっているのは、明らかに、すでに書簡を手掛かりに見た若きサヴィニーの哲学的な思考法である。「生き生きとした叙述」「直観」「内的であるこ

と」「内的有機構成」が含まれているのみならず、何より重要なことは、学問とは歴史であること、そしてこの歴史から体系が産出されねばならないことを説いている。つまり、体系は経験的なデータを前提にして初めて作り出されるものであり、こうした権利問題の確認は、明らかに、恣意＝論理的媒体の越権を学問から排除するために必要なのである。そしてそのために、歴史的な素材をよく観察し、これに習熟することが要求される。むしろこの歴史的素材への没入の結果として体系が生まれて来なければならない⁶¹⁾。なお「共時的」「通時的」という形容は、初期方法論講義でも使用されている⁶²⁾。

サヴィニーは、このような脈絡をもつ体系概念を、初期方法論講義において「進展する体系」と述べていたのであった。これは、異なる時代毎に与えられる歴史的材料を前提に、それぞれのなかにその内的構造である体系を把握することに他ならない。それは法の経験的なデータによる発展史であると共に、体系そのものの発展史でもあるだろう。サヴィニーが初期方法論講義において語ろうとした「内的法史」もまた、このようなものだったと理解される。一八〇九年の第二方法論講義では「内的法史」について、「立法の内容が、歴史的[historisch]な展開の法則に従って、つまり同一のフォルクの異なる時代の必然的連関に従って、継起的な一つの全体として考察される」⁶³⁾と説明されているが、これなどもフーゲーへの書評と同じ内容を指しているものと思われる。

(3) 解釈と体系

最後にサヴィニー自身のテキストから、体系概念のポジティブな規定として挙げるべきは、次の一節である。

体系＝解釈が加工する多様なものの統一⁶⁴⁾

サヴィニーの方法論は「積義的要素と体系的要素の結合」によって完成する⁶⁵⁾。つまり経験的なデータとしてのローマ法文を解釈によって加工することを通じて、それを体系へと変換する。右に引用した一節も同じことを意味していよう。それゆえここでのテキストから体系概念を理解するには、解釈をさらに分節する必要がある。初期方法論講義ではこれをサヴィニーは次のように説明している。

解釈＝法文の再構成。法文を解明する者は、自ら再び人為的に法文を生成させねばならない。彼は自分自身を立法者の観点に立たせねばならない。

……

次に、法文それ自身は客観的でなければならない、すなわち、法文は自ら語るべきである、つまり、解釈それ自身が一般的かつ必然的であるためには、解釈の一切の前提が法文のなかに、あるいは一般的な知識のなかにあるでなければならない。——このことによって「立法者の観点に立つべきだ」という命題は、より詳しく規定されることになる。——すなわち、そのことが法文自身から直接可能である限りにおいてのみ、言えることなのである。

……

つまり、解釈＝法文それ自身から直接認識可能である限りにおいての、その法文が語るべき思想の再構成⁶⁶⁾。

ここでは「人為的 [künstlich]」な解釈の次元から出発し、厳密な「解釈」の概念へと上昇しながら概念の規定を行っている。すなわちサヴィニーによれば、「立法者の観点」に立ちつつ、改めて解釈という作業を通じて「人為的に法文を生成させる」とは、法文が自らの自分の思想を語ることに観念されねばならない。それがサヴィニーにとっての「客観的」の意味である。そしてかかる意味での「客観」との関連で重要なのは、これが一つの全体をなすと考えられていたことである。

解釈の最高の課題：高次の文献批判＝破損したテキストの復元＝解釈による解釈の素材の構成……この高次の文献批判は、その他の一切の解釈と同様に、その本質からして、上記の再構成によって成立する。……それは所与のテキストそれ自身のなかの失われた部分あるいは破損した部分を前提とするのであり、有機的な全体の法則によりつつ、残余の部分から真正のテキストを再発見するのである⁶⁷⁾。

破損したり一部を失っているテキストについて、それらには内的な一体性が常に前提されうる、というわけである。すなわち、法文＝テキストがもつ客観的な思想は、常に有機的な一体性をもっている。それは人間の恣意によって変更されてはならないのであり、逆に言えば、人間がなしうることは、そのような一体性をもつ思想を、それ自体として素材のなかから取り出し、際立たせることだけである、と。さらにここに、「体系＝解釈が加工する多様なものの統一」という規定を併せ考えるならば、体系がまさにそのような意味での有機的な一体性のことを指していることが分かるであろう。つまり体系とは、素材それ自体がもつ客観的で内的で有機的な一体性のことなのだ。それはいかなる意味での人間の主観的な認識能力によって作り出されるものでも、またそれに内在するものでもなく、それ以前に常にすでに与えられている。したがってまた「構成」の概念についても、決して人間の能力による組み立てのことではなく、素材それ自身の内的な連関の描出に関わるものである、ということになるであろう⁶⁸⁾。「全体それ自身の構成が体系の課題である」⁶⁹⁾という言葉もそうした脈絡で理解されるべきだと思われる。あるいは一八〇四年のグリュック書評においても、「法命題の構成」こそは「歴史的導入 [historische Einleitung]」と「概念の展開」の「目標」である、とされている⁷⁰⁾のだが、初期のサヴィニーにとっての「歴史的 [historische]」が物語りとしての歴史の意味を払拭しきっていないこと⁷¹⁾、また「概念の展開」が論理的なものとは異なることは、すでに見たところである。

ここでもう一度、解釈を「論理的部門」「文法的部門」「歴史的部門」の三部門に分けた箇所を取り上げよう。これらについてサヴィニーは、「論理的解釈、文法的解釈、歴史的解釈というそれぞれ単独の解釈があるのではなく、それぞれは全て同じ解釈を表している」と言い添えている⁷²⁾。解釈によって体系が形成されるということは、これら三つの側面をもつ「一つ」の解釈によって体系が形成される、ということである。つまり体系を生み出すプロセスには、論理的要素と文法的要素と歴史的 [historisch] な要素がいずれも等しく含まれている⁷³⁾のであり、しかもそれらは一つの法文テキストに渾然一体となって存在している。ここから、体系は決して抽象的な連関それ自体として産み出されるのではなく、具体的な言語（ラテン語）と不可分のものとして、その言語によって表される概念の連関として表現されることになる。

このことをさらに、先に見た「法文それ自身は客観的でなければならない、すなわち、法文は自ら自己を語るべきである、つまり、解釈それ自身が一般的かつ必然的であるためには、解釈の一切の前提が法文のなかに、あるいは一般的な知識のなかにあるのでなければならない」という

言葉を併せて考えるならば、言語それ自身が一つの有機的な客観として、その个性的—歴史的な意味と連関を伴いつつ、その言語自身の全体性を表出する、という観念へと我々は導かれることになる。つまり、ある歴史的所与としての個別具体的な言語それ自身が、あたかも独立的な行為者であるかのように、テキストとその解釈者を媒介するのである⁷⁴⁾。テキストも解釈者も、この媒介者としての言語の作用のなかにあって初めて、テキストであり、解釈者なのである。ここにおいて言語によって描出された連関=体系によって、主観と客観の対立は融解することになる。

6. 結 語

先に少し触れた^{74a)}ように、サヴィニーは、当時の流行の哲学を自らの学問理念として採用することを明確に拒否し、詩=文芸の知を志向しつつ、しかし体系概念そのものを捨て去ることはしなかった。とりわけゲーテとヤコービのロマンを念頭におきながら、「道徳におけるより高次の体系」⁷⁵⁾の必要性を有り得べき体系概念として語っていることが注目される。それは形式的な体系概念ではなく、むしろ世界を語る物語りの連関としての体系⁷⁶⁾を示唆しているように思われる。

以上に見て来たように、我々が本稿で得た、初期方法論講義におけるサヴィニーの体系概念は、少なくとも「論理的なもの」のみに立脚したそれとは異質なものである。それはむしろ有機的で、時間の進展と共に変化する。さらに、媒体としての言語の機能と不可分のものとされている。言語による法の描出が、単に論理的な連関としてではなく、内的な統一性をもつ「生き生きとした」連関として描き出され得ること。サヴィニーの語る体系概念はこのような属性を有している。ここにおいて、体系はむしろ「物語り」としての体系に近づいているようにも見える。初期方法論講義におけるサヴィニーの体系概念はむしろこのような概念と法の連結のあり方を狙いとするものではなかったのか。もちろん、これをただちに「道徳におけるより高次の体系」に言う体系概念、ロマンの体系概念と同一視できるかどうか、あるいは、その法学への応用に成功しているかどうか、即断することはできない。とりわけ、まさに初期方法論講義の思想の実践と云いうる『占有権論』（初版一八〇三年）について、その描出形式とそこでの体系的連関を改めて分析してみる必要がある。だが、それにもかかわらず、本稿での我々の考察からすると、ディーター・ネルの次の言葉の意味において、サヴィニーがロマンの体系概念と法学の体系概念との内的な連関を強く意識していたと想像することは許されるのではないだろうか。すなわち、学問においては、「...現実には、論理的な体系のみによる描出からは逃れ出てしまうが、直覚（直観）と学問的な論理的感觉が貫徹された、有機的な物語りの媒体による描出については、そうではない。哲学と法律学は時間のなかで無限に発展する。歴史学的な描出の第一の媒体はやはり、統一性を追求する物語りである。そこで残された問題はこうである。現実の体系的な諸局面はどのようにして物語りとして鮮明にされるべきなのか。もし詩人がロマンにおいて道徳の高次の体系を描出するとすれば、詩人はこの問題にかかわっているのだ。この同じ課題が法律家としてのサヴィニーにとっては、法の描出として当てはまったのであった。」⁷⁷⁾

註

- 1) その代表格は言うまでもなく Franz Wieacker, Friedrich Karl von Savigny, in: ZSRom 72 (1955), S.1-38 である。
- 2) Jan Schröder, Wissenschaftstheorie und Lehre der praktischen Jurisprudenz auf deutschen Unversitäten an der Wende zum 19. Jahrhundert, Frankfurt am Main 1979, S.117f. Maximilian Herberger, Dogmatik. Zur Geschichte von Begriff und Methode in Medizin und Jurisprudenz, Frankfurt am Main 1981, S.383-389. Lars Björne, Deutsche Rechtssysteme im 18. und 19. Jahrhundert, 1984 Ebelsbach, S. 60-65, 77-79.
- 3) Friedrich Carl von Savigny, System des heutigen Römischen Rechts I (1840, Neudruck 1973), S.XVI.
- 4) マンフレート・リーデル「システムと構造」, 同『市民社会の概念史』(河上倫逸/常俊宗三郎編訳, 一九九〇年 東京) 所収。
- 5) 法学における体系の概念史研究は, 現在でもコーイングの業績が出発点をなしている。ここでは次のものだけを挙げておく。 Helmut Coing, Der juristische Systembegriff bei Rudolf von Jhering, in: Philosophie und Rechtswissenschaft. Zur Problem ihrer Beziehung im 19. Jahrhundert. Hg.v.J.Blühdorn und J.Ritter. 1969 Frankfurt am Main, S.149-171. Ders., Geschichte und Bedeutung des Systemgedankens in der Rechtswissenschaft, in: der., Gesammelte Aufsätze zu Rechtsgeschichte, Rechtsphilosophie und Zivilrecht 1947-1975, Bd.1, S.191-207. また, 初期方法論講義の前史についての研究としては次のものがある。 Buschmann, Vorbilder von Savignys Methodenlehre im 18. Jahrhundert, in: Deutsches Recht zwischen Sachsenspiegel und Aufklärung, R. Lieberwirth zum 70. Geb., Frankfurt am Main 1991, 193ff. H.H.Jakobs, Die Begründung der geschichtlichen Rechtswissenschaft, Paderborn/München/Wien/Zürich, 1992, S.243-255.
- 6) Savigniana Bd.2 (Ius Commune Sonderheft 63). Vorlesungen über juristische Methodologie 1802-1842, Herausgegeben von Aldo Mazzacane, Frankfurt am Main 1993. なおこのテキストが公刊されるに先立って, 方法論に関する遺稿が我が国にすでに紹介されていたことは, 特筆されるべきことであろう。 Aus der "Methodologie" im Nachlaß Savignys (1) (2) (3), transkriptiert von Masasuke Ishibe. 『法学雑誌』大阪市立大学) 第三三巻三号, 同四号, 第三四巻二号所収。ただしこちらには, 初期方法論講義のメモは含まれていない。
- 7) Hermann Kantrowicz, Savignys Marburger Methodenlehre, in: ZSRom 53 (1933), S.468f. Franz Wieacker, Privatrechtsgeschichte der Neuzeit, 2., neubearbeitete Auflage, 1967, S.370f. Walter Wilhelm, Savignys überpositive Systematik, in: Philosophie und Rechtswissenschaft. Zum Problem ihrer Beziehung im 19. Jahrhundert, hg.v.J.Blühdorn u.J. Ritter, 1969 Frankfurt am Main, S.125. Herberger, Dogmatik (Anm.2), 383ff. Dieter Nörr, Geist und Buchstabe, in: ZSRom 100 (1983), S.35.
- 8) Juristische Methodenlehre. Nach der Ausarbeitung des Jakob Grimm. Herausgegeben von Gerhard Wesenberg. Stuttgart 1955, S.37.
- 9) 有名なクロイツァーの報告を参照のこと。 Adolf Stoll, Friedrich Carl von Savigny. Ein Bild seines Lebens mit einer Sammlung seiner Briefe Bd.I, Berlin 1927, S.52. 初期サヴィニーの人物像については, さしあたり Hans Kiefner, Friedrich Carl von Savigny, in: Frankfurt aber ist der Nabel dieser Erde (= Deutscher Idealsimus 8), Stuttgart 1983, S.227-242 を参照。
- 10) これはもちろん, 「論理的なもの」をそれ自体として完全に排除する, という意味ではない。 そうではなく, 法学の根本的な基盤要因として, これだけに頼ることはできない, という趣旨である。
- 11) Savigniana Bd.2, S.88.
- 12) Savigniana Bd.2, S.185 [Einleitung zu den Pandekten 1812] .
- 13) Savigniana Bd.2, S.196, 199.
- 14) Savigniana Bd.2, S.210. 引用したテキストの年代からも分かるように, 法典論争の前後のテキストが挙げられていない。 これは体系概念の説明の仕方が変わったというよりは, 法典論争の影響によるものか, 体系的な方法への言及そのものが背景に退くためである。 したがって, 体系概念を明示的に解説するテキストについては, ほぼ全て本文での指摘が当てはまると思われる。
- 15) Nörr, Geist (Anm.7), S.34. Herberger, Dogmatik (Anm.2), S.387f.

- 16) Friedrich Carl von Savigny, Recension. N.T.v.Gönnner, über Gesetzgebung und Rechtswissenschaft in unserer Zeit. Erlangen, bei Palm, in: ders., Vermischte Schriften (2. Neudruck der Auslage Berlin 1850, 1981), Bd.5, S.141.
- 17) Savigny, System I, S.XXXVI.
- 18) Savigny, System I, S.7f. このテキストは、直接的には体系概念を説明する文脈ではないのだが、しかし周知のような法制度との密接な連関、ならびに、サヴィニー自身が説いている法関係と法制度における思考の同質性、そして法制度が最終的に法体系として統合されること、これらを考え合わせると明かに体系概念への連関を含意していると言ってよいと思われる。
- 19) Savigniana Bd.2, S.139.
- 20) Savigniana Bd.2, S.141f.
- 21) Savigniana Bd.2, S.148f.
- 22) Savigniana Bd.2, S.151f.
- 23) Savigniana Bd.2, S.149.
- 24) Savigniana Bd.2, S.149-150.
- 25) リュッケルトは、「体系」を構想すること自体が一九世紀初頭のドイツにおいて、改革としての意義をもちえたことを力説している。Joachim Rückert, Heidelberg um 1804, oder: die erfolgreiche Modernisierung der Jurisprudenz durch Thibaut, Savigny, Heise, Martin, Zachariä u.a., in: Heidelberg im säkularen Umbruch, Deutscher Idealismus Bd.12, hg.v., F.Strack, 1987, Stuttgart, S.98ff.
- 26) ある概念を説明するのに、ネガティブな概念だけを示すという手法は、他にも見られない訳ではない。例えば『体系』第六節「法源の概念」では、真の「法源の概念」では「ない」ものだけが説明されている。Savigny, System I, S.11-13.
- 27) やはり晩年の『体系』における体系概念の規定は豊かになっている。ただし、『体系』においてもやはり論理的な配列と体系は違うのだと注意を促してはいるのだが。Savigny, System I, S.XXXVI. f. を参照。
- 28) サヴィニーにとって方法論講義とは、ローマ法の完全な体系を語るものではなく、学生が自分で直接源泉に取り組む手引きを与えることにあった。
- 29) Savigniana Bd.2, S.140.
- 30) Savigniana Bd.2, S.99.
- 31) Savigniana Bd.2, S.100.
- 32) 第二方法論講義では、このような A/B の事例に相当する体系概念を挙げて説明を行ってはいない。むしろ B だけに限定して議論を展開していると理解するのが適当だと思われる。これを推測するに、サヴィニーにとって、方法論の真の論敵が真の体系「以上」の体系を振り回す者たち＝カント主義的な形式主義者であったと言うことを示している。初期方法論講義においても、叙述の分量は圧倒的に B の事例に割かれた方が多い。
- 33) Savigniana Bd.2, S.102.
- 34) Savigniana Bd.2, S.100.
- 35) Savigniana Bd.2, S.100f.
- 36) Savigniana Bd.2, S.102.
- 37) Grimm, S. 39. ここには「法命題の配列 (しばしば誤って体系と呼ばれる)」とある。
- 38) Savigniana Bd. 2, S.102.
- 39) 拙稿『若きサヴィニーの実践的人間学』(一)(二)、『法学論叢』第一三六巻三号、第一三七巻五号所収。
- 40) J.F.Fries, Reinhold, Fichte und Schelling, Leipzig, bey Aug. Lebr. Reinicke, 1803, S.318-322. 引用は Savigniana, Bd.2, S.102, Anm.35 による。このテキストは、グリムのノートには記載がない。Vgl. Grimm, S.39. この脱落が、サヴィニー自身のノートを参照しえなかった従来の研究において、「論理的媒体」が否定されるべき体系概念に関わることを認識させることを妨げる原因の一つになってきたとも思われる。第二方法論講義では引用されていないが、テキストの文脈としては、初期方法論講義よりも「論理的なもの」への拒否的なニュアンスが強くなっている。Vgl. Savigniana, Bd.2, S.150-151. またフリースのこの書物自体については、一八〇二年二月二日に言及が見られる。Vgl. Stoll I, S.214. 初期方法論講義の真っ最中の時期にこの書物を強く意識していたことがうかがえる。
- 41) 方法論講義はそのための基準を体系化したものに他ならない。この匿名書評の方法論的意義を初めて

- 強調したのはヨアヒム・リュッケルトである。Joachim Rückert, Das bloße Faktum, Auch ein Beitrag zu Methodenlob und Methodenkritik, in: Rechtshistorisches Journal 5 (1986), S.209ff.
- 42) Friedrich Carl von Savigny, Recension zu Christian Friedrich Glück, Hermeneutisch-systematische Erörterung der Lehre von der Intestaerfolge nach den Grundsätzen des älteren und neueren römischen Rechts, Erlangen 1803, Jenaische Allgemeine Literatur-Zeitung, vom 3.8.1804, Sp.225-228.
- 43) Grimm, S.37. Savigniana Bd.2, S.131.
- 44) Savigniana Bd.2, S.133.
- 45) Savigniana Bd.2, S.136f.
- 46) Savigniana Bd.2, S.89f.
- 47) 本章後出 (3)「解釈と体系」を参照。
- 48) Savigniana Bd.2, S.89.
- 49) さらに考慮すべきものとして、一八〇三／一八〇四年の方法論に関わるテキストがある。そこでは、個別を通して普遍的なものを表現する、つまり法学を絶対知へと高めるためには、「限定 [Beschränkung]」が必要であることを説いた上で、「限定」のためには「論理的なメカニクス」が必要であり、これが「自己限定」なのだ、と記している。しかしここでは、サヴィニーが自らの方法論にとって、「論理的なもの」がもつ肯定的な側面を言い表したのものとしてのみ理解しておき、それ以上の考察には立ち入らない。この点との関連ではサヴィニーにとっての数学的思考の意味を考察する必要がある。サヴィニーの言説を詳細に分析したネルも、この点については留保している。Nörr, Dieter, Savignys philosophische Lehrjahre, Ein Versuch. Ius Commune Sonderheft 66, Frankfurt am Main 1994, S.303-306.
- 50) Savigniana Bd.2, S.88.
- 51) Grimm, S. 15f.
- 52) リーデル「システムと構造」(前掲注四) 三二二頁, 三五二頁を参照。
- 53) この点でカントの体系概念が決定的であるとの通説的理解は承認されていよいであろう。カントの体系概念との連続性については多くの文献に指摘がある。ここでは次のものだけを参照。Hans Kiefner, Der junge Savigny (Marburg 1795-1808), in: F.C.v.Savigny, Marburg 1979, Offsetdruck, S.38. Rückert, Heidelberg (Anm.25), S.103f. ただしリュッケルトは、形式としての体系の継受は認められるとしても、これに立脚した法把握そのものはポスト・カント的であると主張している。
- 54) Savigniana, Bd.2, 90.
- 55) Savigniana Bd.2, S.88. なお、ここでの historisch/Geschichte の用法には、近代に至るまでの概念史的伝統が流れ込んでいる。Vgl. Artikel, „Geschichte, Historie“, in: Geschichtliche Grundbegriffe. Historisches Lexikon zur politischen Sprache in Deutschland. Herausgegeben von Otto Brunner, Werner Conze, Reinhart Koselleck, Bd.2 (E-G), S.593-717. insbesondere S.653ff. サヴィニーの初期方法論講義における historisch が、古代以来の物語の知を表す用法を踏襲していることは、初めてケーフナーにより指摘された。Kiefner, Der junge Savigny (Anm.53), S.21-27.
- 56) Grimm S.17.
- 57) Savigniana Bd.2, S.97.
- 58) ただし、第二版であることを教えてくれるのは、ここで引用した Savigniana Bd.2, S.97ではなく S.119である。
- 59) handwerkmäßig とはサヴィニーの言う歴史的感覚 [historischer Sinn] を欠いた状態のこと。ザイデンシュティッカーのパンデクテン体系への書評、とりわけ総論的批評の言葉がそれをよく示している。Friedrich Carl von Savigny, Recension von J.A.L.Seidensticker's Entwurf eines Systems des Pandektenrechts zu Vorlesungen. Jena 1807, in: ders., Vermischte Schriften Bd.5, S.49-53.
- 60) Friedrich Carl von Savigny, Recension des Lehrbuchs der Geschichte des Römischen Rechts von Gustav Hugo, 2te Ausg. Berlin 1799, 3te Ausg. Berlin 1806, in: ders., Vermischte Schriften Bd.5, S.2-6,
- 61) 初期方法論講義で言えば、その第三部においてこのことが語られているように感じられる。Savigniana Bd.2, S.128-131.
- 62) Savigniana Bd.2, S.110.
- 63) Savigniana Bd.2, S.139.
- 64) Savigniana Bd.2, S.99.

- 65) Savigniana Bd.2, S.88.
- 66) Savigniana Bd.2, S.89f.
- 67) Savigniana Bd.2, S.90.
- 68) 「構成」の概念については Nörr, Savignys philosophische Lehrejahre (Anm.49), S.259ff. が重要である。とりわけ、構成の基礎に直観が置かれているという指摘は興味深い。歴史法学派の構成概念については Tomasz Giaro, Romanistische Constructionsplaudereien, Rechtshistorisches Journal 10(1991), S.209-232 を参照。
- 69) Savigniana Bd.2, S.92.
- 70) Savigny, Glück-Rez., Sp.227.
- 71) 前出 (注 55) を参照のこと。
- 72) Savigniana Bd.2, S.89.
- 73) ただしここでは論理的要素が強調されてはいるが。
- 74) ここでサヴィニーにとって、法の出現が同時に国家／言語の出現であること、そして国家が独立の行為者として観念されていることを想起してもよい。国家については Savigny, System I, S.21-28. また行為者としての国家については次の箇所が有名である。Savigniana Bd.2, S.89. Grimm, S.13,17.
- 74a) 前出 (注 39) およびそこでの拙稿を参照。
- 75) Stoll I, S.146.
- 76) コルネリア・クリンガー(前川修訳)「哲学としての美学——芸術理論としての美学」, W. イシュケ／H. ホルツァイ編 (相良憲一・岩城見一・藤田正勝監訳)『初期観念論と初期ロマン主義』所収, 四四頁。
- 77) Nörr, Savignys philosophische Lehrejahre (Anm.49), S.245.